

介護職員(等特定)処遇改善加算額内訳書(令和2年度)

法人名													株式会社 つなぐ					
都道府県名																		
介護保険事業所番号													事業所の名称	サービス名	介護職員処遇改善加算額[円]		介護職員等特定処遇改善加算額[円]	
															うち区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額[円]	うち区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額[円]		
1	3	4	7	0	2	0	7	5	8	4	つなぐ訪問介護事業所	訪問介護	7,049,413	206,659	2,179,134	63,522		
2	3	4	7	0	2	0	7	5	8	4	つなぐ訪問介護事業所	訪問型サービス(独自)	84,348		25,800			
3	3	4	7	0	1	0	8	6	1	8	ヘルパーステーションつなぐ牛田	訪問介護	7,133,761	96,756	2,204,934	29,656		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35																		
												14,267,522	303,415	4,409,868	93,178			

介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和 2 年度)

1 基本情報

フリガナ	カブシキカイシャ ツナグ					
法人名	株式会社 つなぐ					
法人所在地	733-0002	広島市西区楠木町1丁目13番6号				
フリガナ	ニイムラ タカミツ					
書類作成担当者	新村 孝光					
連絡先	電話番号	082-297-2900	FAX番号	082-297-2901	E-mail	tunagu@kke.biglobe.ne.jp

【本報告書で報告する加算】 加算名称にチェックを入れること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 実績報告<共通>

※詳細は別紙様式3-2に記載

	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
① 令和 2 年度分の加算の総額	14,267,522 円	4,409,868 円
② 賃金改善所要額(i-ii)(右欄の額は①欄の額を上回る事)	18,972,543 円	9,114,889 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	(a)-(c) 171,710,248 円	(a)-(b) 161,852,594 円
本年度の賃金の総額(a)※1	176,120,116 円	176,120,116 円
介護職員処遇改善加算の総額(b)		14,267,522 円
介護職員等特定処遇改善加算の総額(c) (その他の職員への支給分を除く)	4,409,868 円	
ii) 前年度の賃金の総額【基準額1】【基準額2】※2	152,737,705 円	152,737,705 円

※1②の「本年度の賃金の総額」には、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

※2「前年度の賃金の総額」には、計画書の(1)④ii)又は(2)⑥ii)の額を記載すること。⇒職員数に大きく変動があった場合などは額に変更がある場合があります。

③ 平均賃金改善額<特定>

	賃金改善を実施したグループ	前年度の平均賃金額(月額)【基準額3】	本年度の平均賃金額(月額)	平均賃金改善額(配分比率)	改善後の賃金が最も高額となった者の賃金(年額)
(A) 経験・技能のある介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	277,757 円	335,632 円	57,875 円 (3.90)	
(B) 他の介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	212,030 円	226,877 円	14,847 円 (1.00)	
(C) その他の職種	<input type="checkbox"/>		(対象外)	(対象外) -	

※「前年度の平均賃金額(月額)」には、計画書(2)⑦iv)の額を記載すること。

④ 月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者<特定>

いずれかに該当する人数

11 人

(設定できない事業所があった場合その理由) ※複数回答可

- 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
- 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- その他 ()

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。

※ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 3 年 7 月 20 日

(法人名) 株式会社つなぐ

(代表者名) 森田 緑

